

2 学校いじめ防止基本方針

盛岡市立羽場小学校 (R4. 4. 1 改定)

I いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

いじめは、どの学年、どの学級でも、どの児童にも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいないとの基本的認識に立ち、この「学校いじめ防止基本方針」を策定する。羽場小学校では、すべての教職員がこの基本方針に則り、児童が安心して生き生きと学ぶことが出来る学校環境を整えるものとする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第2条）

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立って行い、いじめの認知は、法第22条学校いじめ対策組織を活用して行う。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても絶対に許される行為ではない。
- (2) いじめはいじめられた児童の立場に立って対処することを基本とする。
- (3) いじめは、人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (4) いじめは、教師の児童感や指導の在り方や家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは、学校・家庭・地域社会がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめは、学校の内外を問わず発生するものであり、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめ未然防止のための取り組み

1 いじめ防止に関わるめざす児童像

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心をもつ児童。(羽場しぐさを意識した児童)
- (2) 児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいか、自主的に考えたり取り組んだりする児童。
- (3) 話し合い活動の中で、望ましい人間関係を築いたり、社会参画の態度を身に付けたりする児童。

2 教職員による指導

教職員は、児童の心身の安全・安心を最優先に、「居場所づくり」「絆づくり」「規律・学力・自己有用感の向上」を意識しながら、以下の視点で未然防止に取り組む。

- (1) 全ての教師は、あらゆる教育活動の場において、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした姿勢をもつ。
- (2) 学級や学年、学校が児童の心のよりどころになるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、児童がお互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりするような教育活動を推進する。
- (3) 児童一人ひとりが活躍し認められる場のある教育活動を行うことで自己有用感・自尊感情を育む。
- (4) 全ての教師が分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (5) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (6) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるため、道徳、学級活動の充実に努め、こころの日朝会等で啓発を図る。
- (7) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等を通して、児童一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。
- (8) 保護者、地域住民及びその他の関係者と連携を図る。

3 児童の主体的な取り組み

- (1) 好ましい人間関係づくりをねらいとした活動（児童朝会・縦割り班集会）
- (2) 学級活動等で、いじめ問題に関わる議論をする。
- (3) いじめ防止に関わる標語・ポスターの作成（児童会執行部）

4 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を校報に掲載するなどして広報活動に努める。
- (2) PTAの各種会議・地区懇談会等で、いじめについて本校の状況や指導方針の説明を行う。
- (3) いじめ防止の取り組みについて、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者・地域住民に道徳や特別活動の授業を公開する。
- (5) 学年通信で保護者への啓発を図り、理解と協力を得る。

5 教職員研修

いじめ防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題に関わる校内研修会（年2回 7月・12月）
- (2) いじめ問題への取り組みについて、チェックポイントによる自己診断
（年2回 7月・12月）

6 いじめ防止等のための組織

本校は、いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

- (1) 構成員

◎校長、○副校長、○教務主任、○生徒指導主事、○養護教諭、学級担任、

※スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等（必要に応じて助言を得る。）

※◎○は緊急性が高い場合の招集者

(2) 取り組み内容

①「いじめか否か」の判断

※集約担当（生徒指導主事）が仮判断（組織招集・様子を見る・記録のみ等）し、校長の承認を得て実働する。

②いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成（道徳教育の全体計画への位置づけ）

③いじめに関わる研修会の企画立案

④未然防止、早期発見の取り組み

⑤アンケート及び教育相談等の実施と結果報告（各学級・学年の状況報告等）

⑥いじめ防止に関わる児童の主体的活動の推進

⑦児童や保護者に当該組織の存在を周知する。（PTA 総会時）

(3) 開催時期

・年2回（4月、12月）開催する。（いじめ事案発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催する）

(4) その他

・月に1回程度、各種会議後に学級の様子を交流する機会を設け、全職員に情報の共有を図る。

・毎日の「生徒指導記録簿」から情報の共有を図り、未然防止につなげる。

Ⅲ いじめの早期発見のための取り組み

1 いじめの早期発見のために

(1) いじめや人間関係のトラブルで悩む児童が相談しやすいよう、日頃から教職員と児童が信頼関係を築くよう心がける。

(2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、児童の表情や行動の変化にも配慮する。（学級担任は、日記等も活用する）

(3) いじめは大人の見えない所で行われるため、授業中はもとより、登校後の朝の時間、休み時間、放課後においても児童の様子に目を配るよう努める。

(4) 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ等、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換しながら早期発見に努める。

(5) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談等の実施

いじめを早期発見するために、児童や保護者からの情報収集を定期的に行う。

(1) 児童を対象としたアンケート調査（年3回 7月 11月 2月）

(2) 保護者を対象としたアンケート調査（年1回 11月）

(3) 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査

(4) QUアンケート（年1回 10月上旬）

3 教育相談窓口の紹介

いじめられている児童が教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。また、いじめの兆候を発見した時は、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。

本校におけるいじめの相談窓口を下記の通りとする。

- ・日常のいじめ相談（児童及び保護者）・・・・・・・・全教職員が対応
- ・スクールカウンセラーの活用・・・・・・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
- ・地域からの相談窓口・・・・・・・・副校長
- ・インターネットを通じて行われる教育相談・・・学校または所轄警察署
- ※市町村設置の相談窓口・・・・・・・・（連絡先など）
- ※24時間いじめ相談電話・・・・・・・・019-623-7800（24時間対応）

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている児童及びいじめを知らせた児童の身の安全を最優先に考えるとともに、いじめている側の児童には、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

- (1) いじめを発見した時は、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりした時は、速やかに組織に報告。直ちに「いじめ対策委員会」を開催して、校長以下全ての教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。（「いじめ対策委員会」で検討、校長が判断）
- (4) いじめられている児童・保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実を確認する。（各担任・生徒指導主事）
- (5) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、再発防止のため、いじめを受けた児童及びその保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた児童が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で日常の学校生活を見守る等、いじめられた児童の安全を確保する。また、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要があると認められる時は、保護者と連携を取りながら、該当児童の様子をよく考慮した上で、一定の期間を別室等で学習する措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた児童の心を癒すために、また、いじめを行った児童が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭との連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認められる時は、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に児童に懲戒を加える。（出席停止等）

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての児童が集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、当該教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、当該教育委員会と連携し、プロバイダ等に情報の削除を求める。
- (2) 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得る。
- (4) インターネットを使って悪口を書き込む等の行為を未然に防ぐため、情報モラルの徹底をはかる。

V 重大事態への対処

1 重大事態について

いじめの重大事態については、「学校いじめ防止基本方針」「盛岡市いじめ防止等のための基本的な方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

2 重大事態とは

いじめにより次のような疑いがあった場合は、個々のケースについて、その内容を十分に把握した上で重大事態かどうかを判断し、報告・調査を行う。

- (1) 児童生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な傷害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を被った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた場合

※「相当の期間」とは、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、市教育委員会または学校の判断により、迅速に調査することが必要である。児童・保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめによるものではない。」「重大事態とは言えない」と考えたとしても重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

3 重大事態の報告

- (1) 学校は重大事態が発生した場合、速やかに学校の設置者（当該教育委員会）に報告する。
- (2) 児童から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、重大事態が発生したものとして対処する。

4 重大事態の調査

■学校が調査の主体となる場合

設置者の指導・支援のもと、以下の通り対応する。

- (1) 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、全職員体制で速やかに行う。
- (2) 調査の際には、重大事態の性質に応じて、適切な専門家を加えるとともに、いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、調査の公平性・中立性を確保する。
- (3) 被害児童及び保護者等に対して、調査方針等を説明する。
- (4) 調査においては、いじめの事実関係を可能な限り網羅し、明確にする。特に、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (5) 調査結果を学校の設置者に報告する。
- (6) いじめを受けた児童及びその保護者に対し、調査によって明らかとなった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により情報提供する。(関係者の個人情報に十分に配慮しながら)
- (7) いじめを受けた児童及びその保護者の意向を配慮したうえで、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- (8) 「いじめ対策委員会」で再発防止策をまとめ、学校をあげて取り組む。

■学校の設置者（当該教育委員会）が調査の主体になる場合

設置者の指示のもと、資料の提出等、調査に協力する。

VI 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する処置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取り組みを評価する。

- いじめの未然防止に関わる取り組みに関すること
- いじめの早期発見に関わる取り組みに関すること

VII その他

1 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめ防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整える等、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等に関わる方針及び取り組みについて、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。

また、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

3 基本方針の見直しについて

適切に機能しているかどうかについての点検を定期的に行い、必要に応じて見直しを行うなど、必要な措置を講ずる。